

令和5年度

南 あ わ じ 市

財政援助団体等監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	3
7	監査意見	8

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者に係る事務）

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした公の施設を所管する部署に係る管理事務等が適正に実施されているかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

3 監査の対象

(1) 公の施設

淡路ファームパークイングランドの丘

(2) 指定管理者

南淡路農業公園株式会社

(3) 所管部署

産業建設部商工観光課

(4) 監査の範囲

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者制度を活用した施設について、令和 4 年度及び令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）の南淡路農業公園株式会社に行わせた当該施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部署の指定管理に係る事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、以下の項目について重点的に実施した。

(1) 所管部署関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、条例等で定める必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- カ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備及び保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和5年10月2日から令和6年1月19日まで
関係職員等の説明を聴取した日

ア 事前審査

日程：令和5年10月16日

対象：産業建設部商工観光課

イ ヒアリング及び実地調査

日程：令和5年10月30日

対象：産業建設部商工観光課及び南淡路農業公園株式会社

(2) 監査の方法

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に対象施設に係る指定管理に関する概要等資料の提出を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び指定管理者に対して聴き取り調査を実施した。また、対象施設に赴き管理状況等を確認した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設指定管理者に係る出納その他の事務は、指定管理等の目的に沿って行われ、また、当該指定管理に係る市の事務についても、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、おおむね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 施設の概要

所在地	南あわじ市八木養宜上 1401 番地
土地	敷地面積 約 53 h a ・グリーンヒルエリア 約 18 h a ・イングランドエリア 約 35 h a
設置時期	平成 13 年 4 月 14 日 昭和 60 年兵庫県立フラワーセンターの分園として県が設置し、平成 13 年「淡路ファームパークイングランドの丘」として受託管理。
設置目的	農業及び農村の健全な活力を図るとともに、地域住民及び都市生活者に憩い及びやすらぎの場を提供し、全国有数の農畜産物大産地の安定的発展、地域の活性化及び農業の振興を図るため。

(2) 指定管理者の概要

ア 名称等

(ア) 名称：南淡路農業公園株式会社

(イ) 所在地：南あわじ市八木養宜上 1401 番地

(ウ) 代表者：代表取締役 喜田 憲和

(エ) 経営形態：南あわじ市、農業団体、民間企業による共同出資により
設立した株式会社

イ 選定方法

非公募（南あわじ市指定管理者候補選定委員会において選定）

ウ 指定の議決

第 80 回南あわじ市議会定例会にて可決

（議案第 107 号、平成 30 年 12 月 14 日議決）

エ 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

(3) 利用の状況

令和 3 年度から令和 5 年度までの利用実績は、次表のとおりである。

淡路ファームパークイングランドの丘施設利用者数

区 分		3 年度	4 年度	5 年度
利 用 人 数	大人 (高校生以上)	153,795 人	225,874 人	77,968 人
	小人	36,447 人	55,290 人	18,902 人
	団体	11,736 人	26,797 人	10,115 人
	年間パスポート	2,629 人	2,939 人	993 人
	市民	11,755 人	11,879 人	2,497 人
	招待券	7,822 人	22,745 人	3,191 人
	その他	44,722 人	68,977 人	22,688 人
	合計	268,906 人	414,501 人	136,354 人
稼働日数		304 日	333 日	108 日

※ 令和 5 年度は 7 月末時点、それ以外の年度は年度末時点

令和5年度は7月末日までの実績であるため、令和3年度と令和4年度を比較すると、利用者数は145,595人(154.1%)増と大幅な増加となった。これは、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う来園者の増加と見込まれる。

(4) 施設運営の状況

市と指定管理者とは、南あわじ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により協定を締結している。指定管理施設（以下「施設」という。）に関しては、基本協定と年度協定をそれぞれ締結している。

ア 協定の状況

基本協定書には、所管部署と指定管理者との間で指定管理施設の管理運営業務に関し基本的な事項を定めている。当該業務については、本協定に基づきおおむね適正に実施しており、その主な状況については次のとおりである。

基本協定書第6条には、基本的な業務の範囲について規定されており、南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例（以下「条例」という。）第3条に規定する業務の範囲内での運営である。なお、第4条第1号及び第13条第1項第4号に規定のある自主事業については、指定管理者からは現在のところ実施についての申出はない。

第7条第1項に規定する施設の維持管理費等のうち、修繕に係る経費については、その負担区分の範囲内で対応している。なお、県有財産については、県と市で県有財産使用貸借契約を締結しており、それに基づき別途協議としている。

第7条第2項のただし書に規定のある特殊動植物等の維持管理に係る費用については、前述の県有財産使用貸借契約に基づく県からの負担金の額の改定が毎年見込まれることから、年度協定書で定めている。

第11条に規定する施設使用料については、同条第2項及び第3項に基づき、指定管理者が入園料収入の15%を市の指定する期日までに納入している。また納入された施設使用料については、市の基金である南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘基金に積み立てている。

第 13 条第 1 項の事業報告書の作成及び提出については、提出書類を確認したところ、同項第 3 号に規定する収支状況等は指定管理者の会社全体の決算報告書であり、施設に限った収支状況等ではなかった。なお、所管部署においては、職員が毎月指定管理者の経営会議に出席しており、施設の管理運営業務について協議し、経理についても把握できる状況である。

第 13 条第 2 項に規定する帳票及び記録については、指定管理者において施設に係る帳票及び記録を具備していた。

イ 収支の状況

本監査において、基本協定書 13 条第 1 項第 3 号の提出書類が当該管理運営業務に係るものではなく、会社全体の決算報告書であったことを指摘したところ、指定管理者より所管部署に対し施設に係る令和 4 年度収支決算書の提出があった。詳細については次表のとおりである。

収入額は 879,424,428 円に対して支出額 856,727,528 円であり、当期収支差額は 22,696,900 円となっている。収入の主なものは、物販販売料 225,301,786 円、入園料 223,982,835 円などである。支出の主なものは、労務費 269,858,925 円、売上原価 238,282,891 円などである。

令和 4 年度 南淡淡路農業公園株式会社

(淡路ファームパークイングランドの丘) 収支状況

収入 (単位：円)

科 目	決算額
入園料	223,982,835
物販販売料	225,301,786
飲食販売料	148,602,215
体験料	33,512,578
遊具料	156,313,640
市委託料	85,800,000
その他収入	5,911,374
合計	879,424,428

支出

(単位：円)

科目	決算額
売上原価	238,282,891
労務費	269,858,925
法定福利費	27,248,970
福利厚生費	2,713,071
電話代	288,657
水道代	7,313,886
電気代	46,408,007
ガス代	2,314,340
修繕費	13,525,481
燃料費	10,922,851
消耗品費	42,737,100
賃借料	6,299,874
施設使用料	33,503,079
広告宣伝費	32,723,557
旅行交通費	689,320
郵便代	1,456,320
発送配達費	1,712,660
事務用品費	1,437,047
容器梱包費	4,835,432
支払手数料	61,991,500
管理諸費	116,509
雑費	2,152,753
租税公課（印紙等）	263,332
租税公課（消費税）	32,948,055
保険料	1,028,661
減価償却	13,955,250
合計	856,727,528

ウ 入園料金の設定

市は、令和5年3月の条例改正において入園料の改定を行っている。この算出根拠については、入園者数の実績と人件費や昨今の燃料費及び飼料を含む材料費の高騰が今後も継続すると仮定して、所管部署において運営経費をシミュレーションし持続的な運営ができるよう算出していた。

なお、指定管理者は、令和5年4月1日に利用料金承認申請書により料金改定の申請を行っている。この申請内容は条例改正に伴う入園料改定の範囲内で、物価等の高騰に対応し、かつ現在の集客状況を維持できる金額を算出していた。

市は、申請のあった入園料金について承認しており、指定管理者は令和5年6月1日より新料金で運営している。

エ 施設管理の状況（実地調査）

淡路ファームパークイングランドの丘へ赴き、特殊動植物等の維持管理など園内の管理運営状況を確認した。園内は、動植物が多い施設であることから、365日職員がその維持管理に当たっている。職員には専門職や経験者などを採用しており、園内をはじめ動植物の維持管理を行うとともに、SNSを活用した動物のPRをするなど、集客強化に向けた取組を行っている。また、現金の保管場所は施錠をし、事務所内の書類等は指定する場所に保管されていた。



7 監査意見

(1) 総括

公の施設とは、地方自治法（以下「法」という。）第244条に規定のあるように、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、住民に利用される施設である。指定管理者制度は、公の施設を運営するに当たって、多様化する住民ニーズに対し効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、住民のサービスの質の向上を図るとともに、経費の削減

等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の法改正により創設された。

本市においても、この制度を活用する公の施設は令和 5 年 4 月 1 日現在 55 施設となっており、公の施設の管理運営に欠くことのできないものとなっている。

法第 244 条の 2 第 3 項以下には、指定管理者制度について規定しているが、制度の適正な運用については、公の施設、公有財産管理、行政処分、行政手続、契約などの多岐にわたる法令等や制度への知識が要求される。したがって、この制度に関わる全ての部署・職員にあつては、常にその研究・習得に努めていただく必要がある。

今回、所管部署及び指定管理者へのヒアリング、施設の実地調査等により監査を実施したところ、法令等の趣旨に合致した基本協定書等の取決めに従って、指定管理者及び所管部署が連携調整を行いながら、それぞれの役割を果たし、施設の適正かつ効率的な管理運営に努力されている。その事務の執行については、おおむね適正と認められたが、一部に注意を要する事項が見受けられたので、次に掲げる事項について検討・取組をされたい。

なお、今回の監査は、指定管理者制度を活用する施設のうちから抽出により実施したものであり、これ以外の施設を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあつては、所管する指定管理者制度活用施設の現状を再確認するとともに、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 所管部署に係る事項

(7) 注意事項

事業報告書の提出書類について

基本協定書第 13 条第 1 項に基づき、事業報告書の提出がなされているが、書類を確認したところ同項第 3 号に掲げる収支状況等については、指定管理者の会社全体の決算報告書であつて、当該管理運営業務に係る施設の決算報告書ではなかった。このことについては、所管部署の職員は、毎月指定管理者の経営会議に出席し、施設の管理運営

状況について協議しており、経理についても都度把握しているとのことであった。しかしながら、指定管理者は、本施設以外にも事業を運営しており、会社全体の決算報告書では、基本協定書の求める本管理運営業務の収支状況等とは言い難い。事業報告書及びその付随書類である収支決算書は、毎年度の指定管理施設の管理運営及び経理の実態を把握する上で重要な書類であり、その提出に関しては法第 244 条の 2 第 7 項にも規定されている。

なお、その点を監査において指摘した結果、監査対象期間である令和 4 年度の本施設に係る収支決算書の提出がなされ、その収支状況は前述の(4)イ収支の状況に記載のとおりである。

所管部署においては、提出される書類が目的に合致した書類であるか内容を確認し、及び精査し、適正な公文書管理及び公の施設の運営に努められたい。

(イ) 要望事項

自主事業の実施に係る取決め及び規定について

自主事業とは、指定管理者が指定管理施設に関する管理及び運営に関する業務以外の事業であって、当該指定管理施設において実施する事業である。自主事業については、指定管理業務以外のことであるから、自主事業を実施する場合にあっては、指定管理者は市に届出をし、市がその状況を把握しておくことが必要である。

現行の基本協定書には、第 4 条第 1 号に用語の定義、第 13 条第 1 項第 4 号において自主事業に係る実施状況を事業報告書に記載すべき事項として規定されている。しかし、自主事業の実施に係る取決め等については記載がなかった。

このことについては、現在指定管理者より所管部署に対し実施の申出はないとのことであったが、基本協定書では自主事業の実施を一部想定した内容に見受けられることから、今後、自主事業が実施された場合、遅滞なく事務が行われるよう手続を検討するとともに、基本協定書内での整合性がとれるよう必要事項を規定するなど、適切な手法を検討されたい。

イ 指定管理者に係る事項

所管部署に係る要望事項に同じであるから、所管部署と協議の上、適切な手法を検討されたい。